

森林管理計画書

第 1 版

【公開版】

おきたま林業株式会社

1. 概要

1) 当社の情報

所在地	〒992-0812 山形県西置賜郡白鷹町大字滝野 764-1	
名称	おきたま林業株式会社	
代表者	那須 正	
連絡先	電話	0238-87-3382
	FAX	0238-87-3383
	E-mail	okitamaforestry4@outlook.jp

2) 認証林の所有構造

当社は、森林経営計画（認定番号 R4-3）/属人計画に基づく、経営委託林を SGEC 認証林として管理する。(SGEC/31-21-1732)

3) 地域の概況

① 位置・地形

置賜(おきたま)地域は、山形県の内陸南部に位置し、東は奥羽山脈を境に福島県、宮城県と、西は朝日(あさひ)山地を境に新潟県と、南は吾妻(あづま)山地・飯豊(いいで)山地を境に福島県会津地方と、北は朝日山地・白鷹(しらたか)山を境に村山地域に接している。

また、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地を中心に長井盆地を含めた最上川系の陥没盆地と宇津峠(うつとうげ)山地を分水嶺とする小国盆地からなる。

面積は、県土の 26.8%を占め、米沢市を中核とした 3市5町から構成されている。

土地利用状況は、森林が 1,857 km²、農用地が 235 km²、水面・河川・水路・道路が 117 km²、住宅地・工場用地等が 69 km²となっている。

② 気候

日本海岸の影響が濃い盆地型であり、内陸盆地特有の一日のなかでも寒暖の差が大きく、夏は高温多湿で気温 35 度を超える日がある。また、冬は、日本海からの季節風の影響で風雪の日が多く豪雪地帯となっている。

③ 地域の人口・産業

人口は 192,568 人であり、前年に比べ 3,426 人(自然減少 2,419 人、社会減少 1007 人)、1.75%の減少。(令和 5 年 10 月 1 日現在)

産業別就業人口比率は、第一次産業従事者が 8.0%、第二次産業従事者が 35.0%、第三次産業従事者が 57.0%で、県平均と比べると第二次産業が高く、第三次産業が低い構造となっている。

・ 第一次産業

農業：農業産出額は「米」が最多となっており、次いで「畜産」、「果実」の順位。主要果実は、「ぶどう」、「りんご」、「さくらんぼ」、「洋なし」。

林業：森林面積は置賜地域の総面積の 76.9%を占めている。

・ 第二次産業

事業所数は県全体の 27.2%を占め、製造品出荷額等は県全体の 26.1%となっており、1事業所あたりの製造品出荷額等は県平均をやや下回る。主な業種は「情報」、「電子」、「電機」となっている。

地域の特徴を挙げると、全国有数のワインの生産地となっている。また、18もの酒蔵があり、全国有数の酒処でもある。

・ 第三次産業

商業：商店数は県全体の 18.5%を占め、年間商品販売額は県全体の 13.2%。

地域の特徴として、そば屋、ラーメン屋が多い。

観光：自然豊かな地域であるとともに、多彩な観光素材が各市町に点在。

観光客数は県全体の 19.3%で「道の駅」が最も多い。

④ 地域の森林

置賜地域の国有林、民有林を合わせた森林面積は約 192 千 ha で、総面積に占める割合は 76.9%である。うち民有林面積は約 115 千 ha で森林面積の 59.8%を占め、県全体(47.2%)を上回っている。

また、民有林の人工林率は 28.3%となっており、県全体(39.4%)を下回っている。市町別では白鷹町が 56.6%と最も高く、次いで南陽市の 42.9%となっている。

民有林の蓄積量は、針葉樹、広葉樹合わせて 21,756 千 m³となっており、うち令和 4 年度の素材生産量（伐採・利用された量）は約 101 千 m³となっている。

⑤ 地域の林業・木材産業

昭和 50 年頃までは、林業は基幹産業のひとつとして、地域経済において重要な役割を担う産業だった。しかしながら、長年続く木材価格の低迷により、森林所有者の多くは、林業経営に対する意欲が減少。このことから枝落としや間伐等の森林整備がなされていない森林が多く見られる。

また、人工林の多くが、10 齢級以上の主伐期を迎えていることから、水源涵養や県土保全等の公益的機能に加え、安定した木材供給の持続的な発揮を図るために、適切な主伐と再造林を実施し、人工林の齢級構造の平準化を図ることが望まれる。ただし、森林所有者の多くは、5ha 未満の小規模林家であり、近年は代替わりにより境界が不明確な森林も多くなり、森林整備が進まない要因のひとつとなっている。

長引く木材価格の低迷により、伐採事業者、造林事業者ともに減少。そのため新たな林業経営体の育成が急務となっている。また、林業従事者についても、高齢化が進んでおり、経営体の育成と共に林業従事者の担い手育成も求められている。これらの要因として業界の不安定な雇用体系や労働安全対策が課題のひとつとなっている。

⑥ 地域の森林・林業振興計画

山形県では、森林資源を活用し雇用創出や地域の活性化を図るため、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」、通称「やまがた森林ノミクス推進条例」を制定し、県民総参加で「やまがた森林ノミクス」を推進している。

併せて、平成 31 年 4 月に、これまで活用されていない森林の経営管理を市町村が主体となって進める「森林経営管理法」が施行されたことから、県、市町村及び林業関係団体と一体となって新たな制度を効果的に機能させ、森林資源の循環利用の促進につなげていくこととしている。

※やまがた森林ノミクス…山形県の豊かな森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていくもので、県と市町村が連携してネットワークを形成し、知恵を出し合いながら、オール山形で林業の振興を図り、地域の活性化に取り組んでいくことを平成 25 年 11 月に県知事が宣言した。

2. 森林管理方針

1) 基本理念および方針

【基本理念】

「やまがた森林ノミクス」のもと、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていく。

【基本方針】

当社は、木材生産・水源・土砂防備・生物多様性の保全・文化伝承など、多くの役割を担う森林がその機能を十分発揮できる森林づくりを目指すと同時に、おきたま地域固有の自然条件に適した、様々な育成段階や樹種から構成される森林となるよう配慮する。また、森林、

林業、木材産業の継承と持続的発展により、地域経済を活性化し、森林・林業文化を次世代に継承する。

その実現に向けて、国際基準に基づく森林管理システムである「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」に適合する管理を実施する。(SGEC/31-21-1732)

なお、管理システムは、森林管理の内容、社会情勢、情報システムの変化に常に適切であるよう見直すとともに、組織及び利害関係者に周知し、一般の求めに応じ開示する。

2) 認証森林管理の原則

- ① 「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」の適用範囲は、おきたま林業株式会社が管理する森林の管理・育成から原木生産、販売までの管理運営である。(SGEC/31-21-1732)
- ② 対象とする森林区域は各町森林整備計画に沿い、多様な利用や機能を重視した管理を行う。
- ③ 国際条約、国内法を遵守し、自然環境の保護、地域社会や利害関係者の権利を尊重し、森林に対する違法行為を防止する。
- ④ 林業活動や森林施業では、世界人権宣言が定める人権の尊重、ILO 基本条約の遵守、労働者の保健と安全を確保する。

3) 法令の遵守

当社は、日本国において森林に関して適用される全ての法令を遵守する。主な関連法令を下記に記す。

3. 森林経営方針

1) 森林整備の目標

当社は、おきたま地域において持続可能な森林管理を行っていくためには、森林の生物多様性の保全と生態系の健全な維持を最優先させた森林管理が必要であり、またその管理が森林の生産力の向上につながると考える。そのため、地域の自然要件を充分考慮した目指すべき森林整備の方向を下記のとおり掲げる。

① 社会面：地域社会と次世代への責任

当社は、地域のハブとなって施業の集約化を進めることで、地域社会全体の課題解決に取り組む。分散した林地を一体的に管理することで、森林資源の有効活用だけでなく、防災機能や水源涵養といった森林の役割を維持し、地域住民の安全や生活環境の質の向上を目指す。さらに、森林の再生と育成を通して、次世代に美しい自然と健全な環境を引き継ぐことは、当社が果たすべき社会的責任と考える。

② 環境面：自然と共生する持続可能な森林管理

現在、多くの人工林が成熟期を迎え、適切な手入れが行われなければ、倒木や病害虫のリスクが高まるとともに、健全な森林の機能が損なわれる恐れがある。

主伐と再造林を組み合わせた「伐って・使って・植える」循環型林業というアプローチにより、森林の更新が適切に進み、健全な森の構造を維持できる。森林施業の集約化と計画的な経営により、長期的な視点での生態系保全と自然との共生を実現し、多様な生物の生息地としての森林の役割を守り続ける。

③ 経済面：林業の活性化と地域経済の循環

当社が進める森林施業の集約化は、効率的な作業体制の確立とコスト削減を可能にし、地域における林業経済の持続可能性を高める基盤となる。

また、木材の伐採から加工・流通、そして再造林に至るまでの一連のプロセスを地域内で循環させることは、新たな雇用を生み地域産業の発展にも寄与する。特に、林業従事者の高齢化と人手不足が深刻化する中で、地域経済の安定と成長を図るには、計画的な森林経営によって若い世代の雇用の場や技術継承の機会を創出することが重要であると考えます。

2) 環境に配慮した森林整備指針

当社は森林経営にあたり、森林の循環利用を促進して森林経営の永続化を図り、地域経済の振興に寄与するため、国際基準による森林管理を進め、環境、生物多様性の保全に配慮する持続可能な森林経営の実現を図る。このため、「SGEC 持続可能な森林管理-要求事項」に基づき、以下を基本とする森林整備を実行する。(SGEC/31-21-1732)

① 法令遵守と環境との調和

森林管理および環境保全に関する法令・規則を厳格に遵守し、林業活動と自然環境の調和を図る。

② 森林資源と生産機能の維持と地球温暖化の防止

- 「伐って・使って・植える」循環型林業を実践し、再造林を確実に行う。それにより、多様な成長段階からなる森林を形成し、多面的機能と生態系サービスの維持を図る。
- 計画的かつ適切な森林整備により、森林の二酸化炭素吸収能力を高め、地球温暖化の緩和に努める。
- 林地の転用は、長期的な森林の保全や地域社会・経済の恩恵に損失のない最小限の範囲とする。
- 木材の収穫基準は、管理森林の年間成長量以下を保つとともに、収穫する林産品は多様な用途の利用に努め、森林資源の循環利用を促進する。
- 森林資源の収穫や更新施業は、土壌保全や保残立木等の損傷等を回避し、林地の生産能力が減少しないよう、時期、方法を選び実施する。

- 林道等、林内施設の設置では水資源や土壌への負荷が少ない手法で計画し実施する。

③ 森林生態系の健全性と活力の維持

- 地域在来種による造林を行い、適切な伐採・搬出手法によって樹木や土壌等の損傷を最小限にする施業を行う。これにより、森林生態系の健全性を保つ。
- 森林内における廃棄物投棄を防止し、発生する時は指定する場所に回収して除去する。また、林業機械に用いる燃料、オイル類は土壌汚染や水質汚濁とならないよう流出防止措置をとる。
- 森林の病虫獣害の防除等に使用する農薬については、WHO が特に毒性が高いと指定するものと国際的な合意で禁止された化学物質を含むものは使用しない。

④ 生物多様性の維持・保全

- 森林への負荷を抑えるため、白鷹町森林整備計画で定める 20ha 以下の伐採を原則とし、景観および生態系への影響を最小限に抑えた施業を行うことを方針とする。
- 生態系に重要な森林は区画を確定し、その保全を図る。また、森林内に保護種、絶滅危惧種等の動植物の生存が確認される場合には、保護や生息数の増加措置をとる。
- 森林の更新は、資源の質と量が確実となる地域在来種による造林を基本とし、在来種への遺伝的統合性の影響が未評価の外来種や遺伝子組み換え樹木は使用しない。
- 管理森林とその周辺の生態系の健全性と安定性を確保するため、昆虫・鳥類等に価値ある枯損木、樹洞木等はできる限り保残する。
- 生物多様性保全や環境保全に関する最新知識の習得に努め、それを現場の森林施業へと反映させ、技術水準の向上を図る。

⑤ 土壌及び水資源の保全と維持

- 土壌及び水資源の保全機能が特定される森林（保安林等）は、その機能が確実に維持できる施業を選択し実施するとともに、保全機能の維持に有害となる林内動物が存在する場合は、個体数による圧力を最小化する措置をとる。
- 伐採残材や林地残材などの未利用資源については積極的な利活用を図る。
- 施業における化石燃料の使用や排出物を抑制し、廃棄物が発生した際には地域のルールに従い、適切な処理を実施する責任を担う。
- 水資源機能を持つ森林における施業や農薬等の使用には、下流の水収支や水質に重大な影響を及ぼさないよう、事前調査を行い、その使用の可否を判断する。
- 路網整備や伐採、植栽等の施業においては、地形や水系に配慮し、土壌の流出防止および水資源の健全な保全に努めるものとする。
- 林道等、林内施設の設置では裸地土壌の露出を少なくし、雨水による流出防止措置を施すとともに、現地の自然条件の機能維持に努める施設管理を行う。

⑥ 森林の社会・経済的機能の維持・増進

- 森林が環境や社会に果たす役割の認識が広がるよう、市民が森林とふれあう場を提供するとともに、安全な利用が図れる整備に努める。現在、学校林として開放している箇所での取り組みを継続する。
- 地域の歴史、文化にとって重要であると認められる森林は、その保護・管理に努め、慣習的・伝統的利用権などを極力尊重する。慣習的な機会や成果が不平等とならないように努める。そのため、巨樹巨木リスト・祠・神舎仏閣などをリスト化して把握する。
- 森林の管理経営に必要な研究活動やデータの収集に努めるとともに、他組織が実施する 関連研究活動も求めに応じ協力する。

⑦ モニタリングによる実行評価と改善

- 森林資源や生物多様性の保全、森林管理実行と社会・経済的効果、森林の健全性を確認する森林現況巡視、また、林業労働の安全確保のため、各状況を定期に調査し、その結果を評価して必要な対策等を講じるほか、管理計画の改善に努める。

⑧ 森林管理の情報公開

森林の管理状況や管理方針等は、公開を原則とし、環境に配慮した木材を積極的に購入しようとする消費者に信頼される経営を目指す。

4. 生物多様性の保全を考慮した森林施業

1) 基本方針

施業の実施にあたっては、地区森林整備計画及び森林経営計画で定める施業基準を尊重する。実務においては、生物多様性の保全、水土保全を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う。

2) 森林利用区分別の施業方針

機能の区分や目的	対象となる森林	施業方針
水源涵養機能 (良質な水資源の 安定供給を目的)	ダム集水区域や主 要な河川の上流 域、ため池、湧水 地、溪流等の周辺	伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小や増進森林分散をするほか、伐採の長期化(標準伐期齢+10年)を図ることとし、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以下とする。

	森林	急斜面等又は林地生産力の低い森林については、育成複層林化や広葉樹の導入による針広混交林化に誘導することとする。
山地災害防止機能/ 土壌保全機能 (土砂の流出・崩壊の防備を目的)	人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林	特に公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については択伐以外の複層林施業を行うこととする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても機能の発揮が確保できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢で主伐を行う施業）を行ったうえで皆伐することも可能とする。この場合、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び分散を図ることとし、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以下とする。
快適環境形成機能 (地域の快適な生活環境を形成)	騒音や粉塵等の影響の緩和が期待できる里山林、気象災害等の防止効果が期待できる森林	なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林で、特に、地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を必要とする場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することとする。
保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能 (生物多様性保全ゾーン)	保健教育的利用に適した森林、史跡、名勝等と一体となる優れた自然景観等を形成する森林	
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> ・木材需要に応じた樹種、径級の林木を生産するため、適切な造林、保育及び間伐等の実施 ・資源の循環利用、健全な人工林の維持と更新

3) 森林施業基準

当社における具体的な森林施業方法は、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」に、別途定める。

① 主伐

主伐に関しては、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」に、別途定める。
また、林層別の施業に関する指針は、白鷹町森林整備計画に準じ、下記のように定める。

【育成単層林施業指針】（白鷹町森林整備計画を参照）

育成単層林における主伐は、林地の生産力や傾斜、期待される機能に応じて多様な施業が行われる。生産力が高く、傾斜の緩やかな森林では、木材生産を目的に短伐期や長伐期を活用し、皆伐と植栽による確実な更新を図る。

水源涵養や災害防止などの公益的機能が求められる森林では、裸地化の影響を軽減する

ために、皆伐面積の縮小や分散、間伐の繰り返しによる伐期の長期化が図られ、あわせて確実な植栽による更新が行われる。

急傾斜地や生産力の低い森林は、育成複層林へと誘導され、帯状または群状伐採と植栽により、公益的機能と生産機能の両立が目指される。さらに、針広混交林への誘導や広葉樹の導入も実施される。

景観やレクリエーション、生物多様性保全を重視する森林では、天然力の活用や長期的な単層林の維持、または複層林への転換が選択される。また、更新には下種更新やぼう芽更新が活用され、その際には伐採時期や母樹の保存、伐区の形状などに配慮する。

【育成複層林施業指針】（白鷹町森林整備計画を参照）

公益的機能の発揮を目的として、引き続きその構造を維持・管理することを基本とする。

また、希少な生物が生息・生育する森林など、生物多様性保全機能が強く求められる区域では、必要に応じて天然力を活かし、天然生林への誘導も図ることとされている。

さらに、施業の実施に際しては、必要に応じて保護樹林帯を設置するほか、天然更新（下種更新・ぼう芽更新）を行う場合には、その更新の確実性を確保するため、伐採区の形状、種子の結実状況、母樹の保存、伐採時期などに十分配慮することが求められる。

【天然林施業指針】（白鷹町森林整備計画を参照）

天然林施業では、森林の状態や役割に応じて異なる施業方針がとられる。下層植生の発達状況や公益的機能の維持が必要とされる森林、またはスギ人工林の中に存在し、資源利用が見込まれる広葉樹林については、更新補助作業を通じて育成複層林への誘導を図る。

その際、必要に応じて保護樹林帯の設置や、天然力を活用した下種更新やぼう芽更新が行われることがあり、これらは育成単層林施業の基準に準じて実施される。

一方、その他の森林については、天然生林として維持することを基本とし、とくに原生的な森林生態系や希少種の生息・生育地では、自然の推移に委ねた管理を原則とし、必要があれば植生の復元も行う。

【その他伐採に関する留意事項】

- 林地の保全、落石等の防止、寒風害などの各種被害の防止に配慮すべき箇所においては、1箇所当たりの伐採面積の規模を極力縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて保護樹林帯を残すよう努める。
- 河川及び湖沼周辺の生態系の維持及び降雨等による流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残置するよう努める。
- 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、河川の増水等による流木被害の一要因とならないよう十分留意する。
- 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮する。
- 希少動物等保護の観点から、鳥類等の営巣木や採餌跡のある枯れ木などは、虫害等他の林木への影響を及ぼさない範囲で、可能な限り残すこととする。

② 搬出間伐

搬出間伐に関しては、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」に、別途定める。

③ 造林

造林に関する具体的な方法については、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」に、別途定める。

【人工造林の方針】

人工造林は、伐採跡地などにおける地拵え、植栽までの作業で、木材生産を目的とした林地の造成を行うものである。人工的な植林がない場合、的確な更新が困難な森林や公益的機能発揮の必要性から植栽が適当である森林や、木材等生産機能の発揮が期待される森林において有効な手段である。また、近年増加する皆伐跡地の裸地状態の解消のため、適地適木を基本とする人工造林を推進する。

【天然更新の方針】

天然更新は、前生稚樹の生育状況や母樹の存在など、森林の現況、気候、地形等の自然的条件からみて、天然力の活用で的確な更新が期待出来る森林においてを採用するものとし、山形県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。なお、対象とする樹種は、各市区町村の森林整備計画で定めるマツ類等の針葉樹及びナラ類、カエ

デ類、サクラ類、ブナ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ等の高木と成り得る広葉樹とする。更新における立木の期待成立本数は、伐採後5年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が1.2m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が2,500本/ha以上とする。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は2,000本/ha以上とする。更新は、天然更新完了基準に従い適切に行われるよう、現地の実態に応じて、地表処理、刈りだし、植え込み、芽かきなど、必要な更新補助作業を行うが、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難と判断される場合には植栽により確実に更新を図る。

④ 保育

樹木の生育の促進及び健全化を図るため、保育に関する下記の具体的な方法については、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」を参照のこと。

- a) 下刈り
- b) 雪起こし
- c) 除伐
- d) 保育間伐

4) 林道・林業専用道・森林作業道

木材の搬出の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林道・林業専用道・森林作業道を開設する。具体的な方法については、「おきたま林業株式会社森林整備事業標準仕様書」を参照のこと。

5) 保護樹林帯・水辺林

尾根筋及び沢沿いには、これまでも保護樹林帯として天然林を残してきているが、今後も、水土保持と生物多様性保全の観点から、尾根筋の保護樹林帯及び沢筋等の水辺林を極力残していく。なお、保護樹林帯は、おおむね樹高（20m・片側10m）以上は確保することを原則とするが、現地状況を見て広葉樹をできるだけ残すなどの対応をする。

6) 保護上重要な動植物の保護

山形県のレッドデータブック（RDB）を参考に、地域・流域における保護上重要な動植物（絶滅危機種、絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種）の把握に努めるとともに、作業者に対する生物多様性に関する研修の機会を設ける。

また、森林巡視を実施し、管理森林や周囲に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める。もし、RDB種等の重要種が生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で、必要な保護対策を行う。

なお、森林巡視は、経営計画の検証、保護樹林帯や水辺林の保全、病虫害の発生状況、森林の伐採、土地の形状変更等の監視にもつながることから、現場作業者にも巡視の協力を仰ぐ。

7) 森林の保護対策

① 病虫害

病虫害対策にあたっては、生物多様性の保全、水土保全の観点から、健全な森林の育成に努め、病虫害発生の抑制に努める。また、害虫駆除等を目的として火入れを行う場合、火入れ地の面積や形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を充分検討し、森林法第21条及び各市区町村の火入れに関する条例の手続きに従い、適切に行う。

なお、植生に異常をもたらすような病虫害が発生し、やむを得ず薬剤を使用しなければならない場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、適切な管理のもと、必要最小限の使用とする。

② 獣害

獣害については、保護と被害防止の両立を図るため、関係機関との協議の下、保護地域の設定、被害防止対策の実施、個体数の調整を行っていくが、やむを得ず薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い適切な管理のもと必要最小限の使用とする。今後、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

また、研究機関などからモニタリング調査の協力依頼があれば積極的に協力する。

③ 林野火災

山火事による森林被害の未然防止のため、森林と地域住民が接する所には、火気取扱注意の標識などの設置に努めるほか、地区の乾燥時期には、各関係機関と連携による山火事パトロールを森林巡視にあわせ実施し、火気取扱注意の喚起に努める。また、山火事跡地については、早急に復旧を図る

④ 気象災害

森林造成に当たっては、気候・地形・土壌などの自然条件に適する樹種選択をするとと

もに、想定する諸被害を回避することが可能となる適正な植栽間隔、植栽密度を確保して、風水害等への耐性を高める。被害が発生した場合は、再造林など迅速な復旧措置をして、当該箇所の森林環境の復旧に努める。

⑤ 森林巡視

森林の健全性と活力に影響する病虫獣害、山火事、気象害等について、定期の巡視活動を実施し、森林現況の把握から森林劣化の危険性を見極め、必要に応じ早急な対策を講じる。